

第5章

農民專業合作組織の意義とその実態

－概要の整理と実態調査に基づく考察－

寶劔 久俊

要約：

本章では、農業産業化の重要なアクターである農民專業合作組織に注目し、その変遷について各種の資料や調査データに基づいて整理した。次に、中国でも有数の農業生産地域である四川省を事例として取りあげ、四川省と成都市における農業産業の実態とその特徴を考察した。さらに、四川省新都区での実態調査と四川省成都市（金堂県、邛崃市）に対する行政村アンケート調査を用いて、農業産業化における行政村の機能を考察することで、①地域によって農業産業化の主導主体が明確に異なること、②農業産業化が進展している地域ほど、農民組織あるいは龍頭企業と行政村との関係がより親密であること、という結果が導かれた。

キーワード：

農民專業合作組織、農業産業化、四川省、行政村、龍頭企業

1. はじめに

2008年の年初に中共中央・国務院によって公表された政策方針（「一号文件」）は「農業基礎建設を的確に強化し、農業発展と農民所得向上をさらに促進する事に関する若干の意見」であった。2004年以來、「三農問題」（農業、農村、農民に関する問題）が5年連続で一号文件として取りあげられており、とりわけ「農業」を前面に打ち出したものは2年連続となっている。このことは、中国政府が三農問題に対して強い姿勢を示すと同時に、農業の発展が必ずしも順調に進展していないというジレンマを示唆するものといえる。

中国では1990年代末から、食糧から商品作物への生産構造調整政策が本格的に推進されてきた。そのなかで大きな役割を果たしてきたのが、「龍頭企業」と呼ばれるアグリビジネス企業であり、山東省や浙江省などの沿海地域を中心に発展してきた。近年、このような龍頭企業と農民とを仲介する存在として登場してきたのが、「農民專業合作組織」と呼ばれる合作經濟組織である。これらの組織は地元政府や仲買人、あるいは大規模経営農家や龍頭企業自体が主導する形で数多く設立されてきている。2008年の一号文件でも、農民專業合作組織に対する政策的支援が明記されており、農業産業化における農民專業合作組織に対する期待の大きさが示されている。

そこで本章では農民專業合作組織を取りあげ、その変遷と概況を整理するとともに、四川省に関する実地調査やアンケート調査に基づいて、農業産業化の進捗状況や農民專業合作組織の実態とその特徴について考察していく。

2. 農民專業合作組織の背景とその概要

2.1. 農業政策の転換と農民專業合作組織の意義

中国では、合作組織（「合作社」）という名称は1949年の中華人民共和国成立以前から存在しており、共産党、国民党などによって数多くの合作組織が設立された。そして中華人民共和国の成立を契機に、中央政府によって農業生産合作社や消費合作社、信用合作社、農村供銷社（購買・販売組合）など、多様な合作社

が設立された。中国の左翼化傾向の強化とともに、これらの合作社は国営化されたが、改革開放が実施された 1980 年代には民営化が進展する一方、従来とは異なる新しいタイプの合作組織が展開してきた（青柳[2001]、57-60 ページ）。その背景には、以下のような中国農村の構造的問題が存在している。

中国の農村部では改革開放以降、人民公社による集団農業体制が見直され、農業生産責任制の導入によって、農業生産に対する農家の権限を高め、農業生産へのインセンティブを引き出してきた。そして、個別農家による農業生産を基礎とした上で、基層政府（郷村政府、村民委員会）が農家による農業生産を様々な形で支援するという「双層経営」体制の形成が進められてきた。

しかしながら人民公社の解体によって、農業の技術普及や水利管理、農産物の共同販売など、農家に対する公共サービスが大きく後退し、1980 年代中頃からは農業生産も停滞状況に陥った。そのため 1980 年代後半から 90 年代にかけて、供銷社の協同組合化や日本型の農業協同組織の新設、そして地方政府による農業生産関連の総合的サービス体系（「農村社会化服務体系」）の構築など、様々な政策が試みられたものの、必ずしも期待された成果をあげることができなかった¹。

その一方、中国政府は食糧生産に対する過剰な保護政策を実施してきたため、1990 年代半ばには食糧の年間生産量が 5 億トンを超え、食糧買付価格の低迷や備蓄食糧の過剰在庫、そして国有部門による農家からの食糧買付拒否などの問題が全国各地で発生した²。

このような農村の公共サービスの低下や食糧の過剰生産、農業の低収益という問題に対処するため、中国政府は 1990 年代末から農業政策を転換し始めた。すなわち、食糧生産に対する保護政策を緩和する一方、商品作物の生産と市場メカニズムによる調整を重視し、農産品の高次加工とサプライ・チェーンの強化を推進する「農業産業化政策」を本格的に実施してきた。農業産業化政策とは、龍頭企業を中心となり、契約栽培や産地化を通じて農家や農村をインテグレートする

¹ 1980 年代から 90 年代中頃の農業産業化政策の詳細については、池上[1995]や朴・坂下[1999]を参照されたい。

² 中国における食糧政策の変遷とその問題点については、寶劔[2003]を参照のこと。

とともに、ブランド商品の開発や独自の販売ルートの開拓を行い、農業の生産・加工・販売の一貫体系を推進することで、農産品の付加価値や市場競争力を高め、農業・農村の振興を実現する政策のことである。

当初の農業産業化政策では、民間のアグリビジネス企業のネットワークを利用し、農家のインテグレーションを進めるという方式が積極的に推進されてきた³。ただし地理的に分散し、数が多い農家を企業がインテグレートし、農業生産の管理を強化しながら産地化を進めることは、情報の非対称性の問題が大きく、契約の履行強制においても多大な取引費用が伴うものであった。また、企業による経営の論理は、必ずしも農家の長期的な利益と一致するとは限らない。そのため企業に依存したインテグレーションは、農家や産地にとってホールドアップ問題や「切り捨て」の危険性も孕んできた。

それらの問題を抑制するため、大規模経営農家や農村部の末端自治組織、あるいは龍頭企業自体が主導する形で、「農民專業合作組織」と呼ばれる中間組織が1990年代末頃から、盛んに設立されてきている。この農民組織は、農家と企業との利益・リスクを調整することが期待されており、「農家+農民專業合作組織(+自治組織)+龍頭企業」という、新しい農業産業化モデルが提唱されている。さらに優良な農民合作經濟組織では、農民組織自体がブランド商品の開発を行ったり、農産品の加工・包装・販売などに乗り出すなど、その活動領域を広げてきている⁴。その一方、「中国農村專業技術協會」などの農業技術の普及に関する全国レベルの協會組織、あるいは複数の農民專業合作社が連携した農民合作聯社が形成されたり、同一農産品の生産者団体である産業協會（「行業協會」）も設立されたりするなど、農民專業合作經濟組織の間の連携や協力も進んでいる⁵。

³ 山東省における龍頭企業によるインテグレーションの過程とその変容については、朴他[2002a]、朴他[2002b]、朴・坂下[2004]、坂爪・朴・坂下編[2006]、大島編[2007]で詳細に分析されている。

⁴ このような合作組織は、同一作目生産者の組織で、かつ農業関連事業に特化している傾向が強いことから、日本の「専門農協」に性格が近いと指摘されている（青柳[2001]、62ページ）。

⁵ 中国農村專業技術協會は1995年に設立された。2003年の統計によると、各レベルの農村專業技術協會は9.9万社が存在しており、会員世帯数は729.4万世帯に及んでいるという。同協會の概要については、ホームページ（<http://www.china-njx.com>）を参照した（2006年5月12日閲覧）。また中国における農産品関係の産業協會の概況については、潘[2005]を参照のこと。

ただし農民專業合作組織の名称は、中国国内でも地域や事業内容によってかなりの相違が存在しており、行政機関はもとより、研究者の間でも分類方法や名称が統一されてこなかった。また、同じ名称であっても地域によって業務内容が異なっていたり、逆に名称が違っていても業務内容が類似していたりするなど、非常に混乱した状況にある（青柳[2001]、60-61 ページ）。

その主たる原因は、2006 年の「農民專業合作社法」の成立以前まで、中国では農民專業合作組織に関する明確な規定が存在しなかったことが挙げられる。2003 年 3 月から施行された「農業法」では、農民專業合作組織の経営活動について合法的地位が与えられている。しかし、農民專業合作組織の所轄官庁は明記されておらず、登記先機関も不明確であり、経営活動を法的に保障する具体的な規定や紛争解決に関わる条文も存在しなかった。

実際、農民專業合作組織が登記する際には、「社会团体」や「民弁非企業單位」（ともに登記先機関は民政部門）として、あるいは「協會」（主管部門は科学技術協會）や「企業法人」（登記先は工商部門）という形式で行うことが多い。寧夏回族自治区に対する調査によると、全地区の 215 の合作組織のうち、16%が民政管理部門に登記、32%が科学技術協會、17%が工商管理部門、そして 35%は登記されていなかったという（李・汪・李・張[2004]、228-230 ページ）。また、農民專業合作經濟組織の発展が比較的進んでいる江蘇省でも、2002 年末時点で未登記の合作組織が 36%の割合を占めていた（姜[2006]、8-9 ページ）。

さらに、農民專業合作組織の育成において、供銷社系統⁶に加え、農村經濟管理部門や科学技術協會、農学会、農村貧困対策部署、鄉村政府、さらには鄉鎮企業や龍頭企業など、様々な行政部門や社会团体、企業法人が関わっていることも、混乱に拍車をかけていた。

そのような問題に対処するため、2004 年頃から農民專業合作組織を規格化する政策が進めてきた（表 1 を参照）。專業合作組織の改革モデル省に認定された浙江省では、農民專業合作組織の振興と規範化のための法令・政策が、他の省に

⁶ 姜[2006]によると、供銷社系統の農民專業合作經濟組織は 2003 年末で 1.4 万社、會員世帯数は 351 万世帯となっている。

先駆けて積極的に打ち出された。すなわち、2004年11月には「浙江省農民專業合作社条例」が浙江省人民代表大会で批准され、2005年1月から施行された。この条例は、農民專業合作組織およびその会員の権利の保護、農民專業合作組織の規範化とその促進に対して重要な意義を持つものであった。さらに浙江省農業庁は、2005年4月に「浙江省農民專業合作社のモデル定款に関する通知」、2005年8月に「農民專業合作社の規範化建設に関する意見」を公布し、農民專業合作組織の規範化を推進している。その他、安徽省や陝西省でも2005年末から農民組織支援のための通達や方案が打ち出された。

中央レベルでは、2005年3月に「農民專業合作組織の發展を支持・促進することに関する意見」が公布され、農民專業合作組織の健全な發展を促進するための指導原則や主要な措置が明記された。そして2006年の「一号文件」においても、農民專業合作組織の育成に関して記述がされており、立法プロセスの加速、支援の強化、合作經濟組織發展に有利な貸付・税制・登記等の制度の建設が提唱された。

表1 農民專業合作組織に関する通達・決定

政策・通達	公布元官庁	年・月日	主な内容
浙江省農民專業合作社条例	浙江省	2004年11月11日	農民專業合作社の法人格を全国で初めて条例によって認定
浙江省農民專業合作社のモデル定款に関する通知	浙江省農業庁	2005年4月15日	条例に基づいて規定された農民專業合作社のモデル定款様式を通達
農民專業合作組織の發展を支持・促進することに関する意見	農業部	2005年3月24日	農民專業合作組織の健全な發展を促進するための指導原則や主要な措置を明記
農民專業合作社の規範化建設に関する意見	浙江省農業庁	2005年8月29日	合作社の内部管理制度に関する原則や政府部門による規範化支援のための施策を明記し、農民專業合作社の規範化を促進
社会主義新農村建設に関する若干の意見	中共中央、国務院	2006年2月20日	農民專業合作組織に関する2004・05年の「一号文件」の内容をさらに推し進めており、立法プロセスの加速、支援の強化、合作經濟組織發展に有利な貸付・税制・登記等の制度の設立を明記
農民專業合作社法	全人代	2006年10月31日批准 (2007年7月1日施行)	農民專業合作組織に関する初めての法律。既存の農民專業組織に対して法的地位を与え、その管理・運営の規範化を目指す

(出所) 各種資料に基づき筆者作成。

さらに 2006 年 3 月に開催された全人代では、137 名の代表者から農民專業合作組織に関する法律制定の建議がなされ、2006 年 10 月の全人代常務委員会において「農民專業合作社法」が批准された。この法律は、農村專業合作組織に関する初めてのものであり、既存の農村專業合作組織に対して明確な法的地位を与えると同時に、その管理・運営を規範化することを目的とするものである。2007 年 7 月の同法の施行によって、農民組織に関する新たな登記作業と組織の規範化が進められてきている。

2.2. 農民專業合作組織の分類

農民專業合作社法において、農民專業合作社とは「農家の家庭請負経営という基礎のもと、同類農作物の生産経営者あるいは同類農業生産経営サービスの経営者・利用者が自由意思で連合し、民主的な管理を行う互助性経済組織」と定義される。この「同類」という点が中国の農民組織の 1 つの特徴であり、野菜や果樹などの特定の農作物や、農業機械耕作など特定のサービスに関して組織を形成する形になっており、日本の専門農協と性格的に近い。そして農民專業合作社の任務は、会員に対して農業生産資材の購入、農産品の販売・加工・輸送・貯蔵、農業生産経営に関する技術・情報などのサービスを提供することとなっている。また、農民專業合作社の登記先は工商行政管理部門と明記され、設立登記申請をすることで合作組織には法人格が付与されることも、同法で初めて規定された。

組織の会員は農民を主体とすること（80%以上）が明記されており、会員は自由意思での加入・脱会することが可能となっている。また、合作社の運営は協同組合原則に従っており、組合大会の選挙・票決では 1 人 1 票の原則で行われる。他方、余剰金の 60%以上については、会員と合作社との間の取引量に応じて配当として還元されることになっている。

このように農民專業合作社法では、農民組織の定義、設立と登記、会員、組織機構、財務管理、合併・解散・清算手続き、政府による援助政策などが詳細に記されている。しかしながら前述のように、中国の農民專業合作組織の実際の形態は非常に多様である。そのため、その実態を把握するためには、まず組織を機能

面とその性格から整理することが必要と思われる。

そこで青柳[2001]に基づき、農民專業合作組織を分類してみた(図1)。農民專業合作組織は「継続的な事業活動」の有無で合作社型と協会型に分類される。合作社型とは、専従職員や固定的施設・建設等の経済実体があり、農産物販売、生産資材購買など経常的な経済活動を行う共同組織である⁷。協会型とは経済的な事業活動を伴わず、主に栽培技術等の研修会や講習会を行う組織であり、関係行政機関では「技術交流型」と呼ばれるタイプに対応する。

また合作社型も、社員の生産ないし事業自体を共同(経営)化する「③生産(事業)合作社」と、社員=利用者の協同組合のタイプの「④農民專業合作社」に分類される。協会型についても、農業生産者の集まりである「①農業生産者組織」と農業以外の生産者による「②非農業生産者組織」に区分できる。

④の農民專業合作社はその組織化の担い手によって、さらに4つに分類される。すなわち、地元政府(県、郷鎮、村)の主導によって組織され、経営者のほとんどは行政幹部が兼任している「郷村集団企業型」、供銷社の組織を利用して設立され、経営の様々な面で供銷社とのかかわりが深い「供銷社系列型」、龍頭企業などの農産物加工企業によって組織化された「企業インテグレーション型」、大規模経営農家や篤農家、あるいは仲買人の先導によって形成された「個人企業型」、そして協同組合的な規範によって運営されている「農協型」である。もちろん、これらは概念上の分類であり、実際には幾つかのタイプが入り混じった形で合作組織が運営されている。

本章では、農産物の共同販売や生産資材の共同購買、あるいは講習会や研修会などによる技術普及を行い、農家が直接的に関与している農民專業合作組織(図1の①と④)に主として焦点をあてて考察していく。

⁷ 合作社型には、「公積金」(内部留保)や「公益金」(集団福利金)など社員個人に分割できない集団財産(不分割基金)を形成している集団所有制経済組織も含まれる。これらは「公有型」と呼ばれ、特定作目生産の農民に限定せず、地域に居住するすべての農民が組織化の対象となる(青柳[2001]、64-65ページ)。「公有型」には供銷社や農村信用合作社などが含まれるが、これらは従来から存在する合作組織であり、新興の農民合作経済組織とは性格の違いが大きい。また、農業部等によって公開される農民合作経済組織に関する統計には、「公有型」の組織は含まれないため、本章では「公有型」を分析対象としない。

図1 中国の農村專業合作組織の諸形態

協会型（非事業組織）	①農業生産者(專業戸)組織＝農民專業協會	
	②非農業生産者組織	
合作社型（事業組織）	③生産合作社	農業サービス事業合作社
		農業生産合作社
		農村商工業等合作社
	④農民專業合作社	郷鎮集団企業型
		供銷社系列型
		企業インテグレーション型
		個人企業型
		農協型

（出所）青柳[2001]、図2に基づき筆者作成。

2.3. 農民專業合作組織の現状と政府による支援状況

農業部のデータによると、農民專業合作經濟組織の組織数は2006年には15万社を超え、会員数は3,480万人（郷村全農家数の13.8%）に達しているという。業種別構成比を見てみると、耕種業が49.0%、養殖業（畜産、漁業）が27.7%、その他（農業機械サービスなど）が23.3%となっている⁸。また、2004年の統計によると、農村專業合作組織による農産物の販売量は2億トン以上で、化学肥料、飼料、農膜などの生産資材の代理購入量は1億トン近くに達している。2004年の営業利益は187億元であり、うち19%の36億元が会員に返還され、26%の50億元が配当金として利用された。会員1人あたりの平均の返還金・配当金は364元となっている（『中国農業發展報告2005』、51ページ）。

しかしながら前述のように、農民專業合作組織といっても名義のみで実態が伴わないものや、規模が小さく適切な運営がなされていないものも数多く存在する

⁸ 「中国農民專業合作社ネット」掲載の情報に基づく（2008年2月1日閲覧）。<http://www.cfc.agri.gov.cn/asp/detail.asp?id={E3B54D59-8079-42C9-9479-58E47A7D94A0}&typeid=15>

⁹。また、農民專業合作社法の施行以前は、所轄官庁が統一化されていなかったため、合作組織の定義が各省庁によって異なっていたり、合作組織が重複してカウントされていたりしており、データの取り扱いについては注意を要する。2004年の全人代に提出された資料によると¹⁰、15万社の農民專業合作組織うち、比較的規模が大きく管理状況も良好で、活動が規範化されているものは9万5,330社（チベット等を含まず）であり、会員数は1,150万人であるという。

また同様の資料を省別に整理した表2を見ると、農民專業合作組織数が最も多いのは山東省で約1.5万社（16.6%）、次いで湖南省、陝西省の順になっている。会員数では河南省が最も多く、183万人（15.9%）を占めており、江蘇省、山東省が続いている。他方、各省の農村世帯に占める会員比率で見ると、北京市が圧倒的に高く（35%）、陝西省と吉林省が10%台にあるのみで、その他の地域では会員世帯比率は10%を下回っている。

⁹ 江蘇省に関する調査によると、約5,200社（2003年末）の農民專業合作經濟組織のうち、高い機能を發揮しているものは1/4強で、組織と農家との関係が緊密ではなく、組織の規範化が十分になされていないが、普通程度の機能を發揮しているものが全体の半分程度、残りの1/4は基本的に有名無実化しているという。侯[2005]、171-173ページより。

¹⁰ 全国人民代表大會農業与農村委員會課題組『農民合作經濟組織立法專題研究報告』2004年3月。ただし原資料は未見で、徐[2005]から再引用している。

表2 農村專業合作組織の設立状況（省別）

	組織数		成員数		郷村戸数に占める成員比率
	社	%	万人	%	
北京	1,547	1.7	44.7	3.9	34.9
天津	1,438	1.6	3.6	0.3	3.2
河北	2,694	2.9	105.6	9.2	7.4
山西	1,664	1.8	30.4	2.6	4.9
内モンゴ	2,642	2.9	11.3	1.0	3.2
遼寧	1,900	2.1	25.0	2.2	3.6
吉林	3,458	3.7	41.8	3.6	11.1
黒龍江	2,816	3.0	43.2	3.7	9.1
江蘇	5,167	5.6	133.6	11.6	8.6
浙江	1,969	2.1	22.8	2.0	2.0
安徽	3,845	4.1	90.0	7.8	6.9
福建	995	1.1	10.3	0.9	1.5
山東	15,395	16.6	126.0	10.9	6.2
河南	8,473	9.1	183.0	15.9	9.2
湖北	6,513	7.0	22.9	2.0	2.3
湖南	10,438	11.3	49.5	4.3	3.4
広東	1,426	1.5	10.5	0.9	7.3
海南	348	0.4	1.4	0.1	1.3
重慶	1,590	1.7	25.9	2.2	3.6
四川	3,623	3.9	49.0	4.2	2.5
貴州	1,079	1.2	6.9	0.6	0.9
陝西	9,800	10.6	97.0	8.4	13.9
甘肅	2,607	2.8	11.3	1.0	2.5
青海	128	0.1	0.3	0.0	0.4
寧夏	394	0.4	4.0	0.3	4.5
新疆	731	0.8	3.9	0.3	1.8
合計	92,680	100.0	1153.9	100.0	5.3

（出所）全国人民代表大会農業与農村委員会課題組『農民合作經濟組織立法專題研究報告』
2004年3月。ただし筆者は原資料を未見のため、徐[2005]の掲載データを再整理して作成。

表3 農村專業合作組織の設立状況（地区別）

	組織数	会員数	平均会員数	会員比率
東部地区	32.2%	32.6%	126	4.8%
中部地区	43.4%	49.2%	141	6.5%
西部地区	24.4%	18.2%	93	3.9%
合計	92,680	1,154	124	5.3%

（出所）表2と同様。

表3では、地区毎に農民專業合作組織の組織化状況をまとめた。表をみると、組織数や会員数では中部地区が全体の50%弱の割合を占めている一方、経済的に遅れている西部地区は組織数の構成比では24%、会員世帯の割合でも18%と低い水準にとどまっている。さらに組織あたりの平均会員数や会員比率でも、西部地区は東部・中部地区に比べて規模面や組織化面で相対的に劣っており、農民專業合作組織の育成が遅れていることがわかる¹¹。

他方、中央政府による農民專業合作組織に対する財政面での支援を見てみると、2003年から2005年には中央財政から合計1億5,000万元の資金が試験地点設立のために投入された。さらに2004年には、農業部が12省・市を農民專業合作組織の試験地点と認定し、111社（2005年は143社）の農民專業合作組織をモデル・ケースとして指定され、中央財政から約2,000万元の財政支援が行われた。財政部も250社（2005年は450社）の農民合作組織試点を選定している。

また、省レベルでも6,700万元（2005年は1.4億元）の財政資金を動員し、600以上（2005年は1,100社前後）の省レベルモデル地点を設立している。2004年末には23の省において、農民專業合作組織の発展を支援する政策が講じられており、登記や資金・信用貸出面での支援、また税制面での優遇、土地・電力利用や輸送面でも政府がサポートしている（『中国農業発展報告2005』51ページ、『中国農業発展報告2006』46～47ページ）。

¹¹ 農民專業合作經濟組織に占める①專業協会と④農民專業合作社の構成比については、資料によって大きく異なる。李・汪・李・張[2004]では、それぞれの構成比は85%と15%（專業合作社が10%、專業聯合社が5%）と示されている。他方、『農民合作經濟組織立法專題研究報告』では不完全な資料ながら、それぞれの構成比は60%と40%（專業合作社が30%、專業聯合社が10%）となっている。いずれの数値でも、專業協会の割合の方が高くなっている。

3. 四川省における農民專業合作組織の事例

前節では各種資料に基づき、農村專業合作組織の変遷とその概要について整理してきた。1990年代末から実施されてきた農業産業化政策の進展によって、農村・農家のあり方は大きく変化してきている。特に沿海地域の農村では、都市部の産業化や農村内での非農業部門の発展によって非農業就業者が増大する一方、大規模な農業経営を行う農家が出現し、高付加価値農産品の生産や龍頭企業との契約生産も普及してきた。

沿海地域の農業産業化については、坂爪・朴・坂下編[2006]、大島編[2007]など実態調査の基づく優れた研究があり、その実態が明らかになってきている。他方、内陸農村の農業産業化に関しては、石原・石・秋山・小島編[2007]や河原[2007]などの研究が存在するが、研究の蓄積が不十分な状況にある。

そこで本節では、内陸地域のなかでも有数の農業生産地域である四川省を事例として取りあげ、四川省および成都市における農業産業化の概況について整理する。そして、四川省社会科学院農村経済研究所によって2007年10月に実施された「四川省行政村調査」の調査結果を利用して、行政村レベルでの農民專業合作組織の活動状況や龍頭企業との契約関係の実態について考察していく。

3.1. 四川省および成都市における農業産業化の概況¹²

四川省における農業産業化政策は、農産品の加工度の向上、龍頭企業による農民の牽引、そして基地建設による農産物の付加価値向上などを主要な目的として、1995年頃から開始されてきた。そして2001年以降から、四川省の農業産業化の発展が加速してきている。

具体的には、2001年時点では省レベルの重点龍頭企業に認定されていたものが80社であったが、2006年には209社（うち24社は国家級の龍頭企業）と大幅な増加を示している。四川省における畜産業の発展と関連して、龍頭企業は畜

¹² 四川省および成都市農業の概況については、主に2007年5月に実施したヒアリング調査に基づいている。

産関連の企業が中心であるが、野菜、果樹、漢方薬、花卉、育種関係の龍頭企業も数多く存在する。

2006年時点での四川省の龍頭企業の総数は、5,000社以上である。販売額別に見ていくと、販売額が500万元以上の企業は2,130社、1億元以上の企業が200社、10億元以上の企業が13社となっており、龍頭企業全体の販売総額は1,123億元、輸出額は8.02億ドルとなっている。これらの龍頭企業によって牽引された農家数は1,026万世帯（四川省全農家の52%）に上り、農業産業化と関連する耕地総面積は131万畝と推計されている。

また農民專業合作組織に関しては、浙江省や山東省と同様、四川省では比較的早い時期から発展してきており、2006年時点で1万4,000社ほどの組織が存在する。反面、四川省の農民組織の規範化は他の地域より遅れており、多くの組織が技術指導を中心とする農民專業協會レベルにとどまっているという。このことは、四川省の規範化されている農民專業合作組織の数（表2）が実際には3,623社と少なく、農家の参加率も4.2%と相対的に低いことと整合的である。そのため、四川省政府は2007年から農民組織の規範化のためのモデル事業を開始しており、毎年200社の農民專業合作組織がモデル組織として指定し、5年間で1,000社の農民專業合作組織が認定する計画になっている。

次に、成都市の農業産業化の進捗状況について概説する。成都市は四川省内で農業産業化が率先して導入された地域であり、食糧や油料作物などの農作物の他に、野菜、花卉、お茶、柑橘類などの栽培が進んでいる。また、林業（竹、食用菌）や畜産業（兔、鶏、豚肉、羊、乳牛）などの生産も盛んな地域である。

成都市では、規模以上（販売額が500万元以上）の龍頭企業が約580社となっており、それらの企業が約120万世帯（全市の約60%の農家）を牽引しているという。これらの龍頭企業のうち、国家級の龍頭企業は11社、省級の龍頭企業は54社、市級の龍頭企業200社前後となっている。そして龍頭企業を支援するため、市政府は2007年4月に「現代農業投資發展有限公司」を設立し（毎年6億元の財政資金を出資）、その会社を通じて龍頭企業に対して政策性融資や融資の担保保証を実施している。

龍頭企業と農家の契約方式としては、主に①契約栽培（「訂単」）、②二次分配、③株式制（「入股」）の3つがあるが、成都市では多くが①の契約栽培にとどまる。ただし、一部の地域では農家が自らの農地を農民組織や企業に提供する代わりに、その分の株式を取得し、株からの配当金を受ける③の形態や、自ら農業労働者となって賃金収入や二次分配を受ける事例も存在する。

また、成都市には約1,500程度の農民專業合作組織が存在している。しかしながら、その多くは資金不足に直面しているため、成都市政府は農民組織に対して2006年には500万元の資金援助を実施したという。

次項では、四川省における農民專業合作組織の具体的な様相を考察するため、成都市新都区の株式制農民專業合作組織の事例を取りあげて説明する。

3.2. 新都区 A 村の農業基地化の事例¹³

成都市市轄区の北側に位置する新都区は、成都市郊外という有利な地理的条件を反映して、成都市内でも農業産業化が進展した地区の1つとなっている。その新都区の中心地からほど近い場所に所在する A 村は、人口1,803人、世帯数557戸、耕地面積1,564畝の行政村である。この A 村は野菜生産が盛んな地域であり、鎮の野菜モデル地区として指定されている。地元で生産される野菜としてはトウガラシ、ナス、インゲン豆、レタスなどが挙げられ、農民の純収入も7,000～8,000元と比較的高い水準にある。

A 村で本格的に野菜生産が始まったのは、2003年下半期頃からで、それ以前は食糧生産が中心であったという。その1つの契機になったのが、2003年下半期に設立された「無公害蔬菜合作社」である。この合作社の特徴としては、地元農民から約200畝の農地を賃貸し、合作社自ら野菜生産基地を設立した点が挙げられる。この農地の地代は年間800元/畝であり、地代の最低借入価格は保障されている。また、野菜生産による連作障害を回避するため、合作社が農家から農地を借り受ける期間は基本的に3年であり、野菜生産サイクルと合わせる形で

¹³ 2007年5月の現地調査と新都農業情報ネット（<http://www.xdny.gov.cn/dlxxxt/index.jsp>）掲載情報に基づく。

合作社の借入農地を入れ替える仕組みになっている。

この合作社のリーダーは A 村の書記であり、村民委員会主導の農民組織のタイプといえる。合作社の農業経営は、合作社の株主（11 人）と理事（6 人）によって決定され、6 人の理事のうちの 5 人が株主である。株主からの出資金 48 万元は種子や肥料などの資材の購入、ハウスの建設などの初期投資として利用されており、株主は出資金に応じて配当を受けている。

2007 年現在、合作社の会員数は 80 戸で、2003 年の段階で 200 畝を提供した農家が会員となっている。会員は会費を支払う必要はないが、合作社からは講習会への参加機会が提供され、技術トレーニングを受講することもできる。また、合作社の農業技術指導は区の農村発展局から派遣された技術者（2 名）と合作社自身が雇用した技術者が行っている。前者は合作社の農場のみならず、村全体の農業技術指導も実施している。

合作社農場の主要な農作物は冬瓜とセロリの年 2 作であり、以前はナスの栽培（年 3 作）も行われていた。合作社によって生産された野菜は、農産品加工企業に販売されている。加工企業と合作社との間では品種、販売価格、買付量の 3 つが事前に取り決められている。販売価格には最低保証価格が設定されており、市場価格がその価格を下回れば最低保証価格で、上回れば市場価格で企業が購入するという取り決めがなされている。買付量についても一定のロットが指定されており、農地での実際の生産量がその水準を上回れば、余剰分は市場販売が可能である。また、野菜栽培用の種子はその加工企業と合作社と一緒に種子会社から購入する形式をとっている。

この合作社の成功を契機に、2006 年から新たな龍頭企業が A 村で野菜生産基地の設立に乗り出してきた。その龍頭企業は「B 食品」と「C 食品」という 2 つの漬け物加工企業である。B 企業は、約 5,000 万元の投資で A 村内に漬け物生産工場を設立しており（2007 年 7 月に完成）、漬け物生産用の原材料を確保するため、A 村の農家から約 350 畝の農地を借り入れている。また、漬物用の原料（大根、ササゲなど）のうちの 40%を A 村から購入し、残りの 60%は雲南省などから購入し、漬け物生産を行う計画という。C 食品も A 村で約 300 畝の農地をレ

ンタルし、漬け物加工のための原材料の生産を行っている。

このように A 村では 2006 年以降、野菜生産が全面的に広がってきていることがわかる。農場の建設状況については表 4 に整理したが、A 村の野菜栽培基地の総面積は約 1,050 畝（A 村全体の 2/3 の水準）にまで達しており、基地に参加する農家の数は約 300 世帯に上っている。また村幹部へのヒアリングによると、現段階で基地に入っていない農地も野菜の輪作に応じて野菜基地として利用される形になっており、村全体が実質的に野菜生産基地といえる状況にある。その理由としては、農外就業機会が多く、また農地賃貸の最低価格も保証されているため、ほとんどの農家は基地に入ることを希望しているという。

表 4 A 村の基地建設状況

	B 食品	C 食品	無公害蔬菜合作社
農場面積	約 350 畝	約 300 畝	約 400 畝
開始時期	2006 年～	2006 年～	2003 年～

（出所）現地でのヒアリング調査による。

そして合作社や企業に農地を貸し出した農家のうち、一部はその基地の農業労働者になり、一部は外に働きに行く人に分けられるという。A 村では、30 歳ぐらいまでの若年者は基本的に成都市周辺地域に出稼ぎに行っており、40～50 歳代の人が農業をしているという特徴が見られる。基地で農業労働者として働く場合、その日給は 1 日 25～30 元程度になる。合作社で働く労働者（常勤は 30～40 人程度、農繁期には 80～90 人程度）のうち、約 8 割が地元の農民であり、残りの 2 割が外地（金堂県など）から来た労働者であるという。

新都区 A 村のケースは、無公害蔬菜合作社を通じて村全体が野菜基地化することで、効率的な野菜作付け体系が実現されていると同時に、農地を貸し出した農民に対しても安定的かつ高い地代収入が提供され、農民の所得向上に貢献している事例と位置づけることができる。このような村全体としての基地化が実現し

た背景には、大都市である成都市への距離の近さという地理的条件と区レベルからの技術普及活動、そして合作社による効率的な農業経営が存在している。

とりわけ、合作社が A 村と一体になって産地化を進めており、それが計画的な農地利用を可能にする前提条件になっていると思われる。従って、中国農村における農民專業合作組織の機能を見る上で、行政村と農民組織とが密接な協力関係にあるか否かは、極めて重要な観点といえる。

3.3. 四川省行政村調査による農民合作組織と龍頭企業の特徴

四川省における農業産業化の実態を定量的に把握するため、本研究会では四川省社会科学院農村經濟研究所に対して行政村へのアンケート調査を依頼した。調査対象地域としては、成都市（行政区画の「地区」）に所属する県・県級市（県レベルの市）である金堂県と邛崃市の 2 つを選出し、2007 年 10 月に四川省社会科学院によって、実際のアンケート調査が行われた。

標本抽出としては、まず県（市）内の郷鎮を「县城」（县政府が所在する郷鎮）からの距離に応じて、金堂県では 4 つ、邛崃市では 3 つの層に分類し、各々の層から 1~2 の郷鎮（ただし所属する行政村数が 8 つ以上の郷鎮）を選出した。その際、両地域ともに县城の郷鎮が調査対象に入るように設計されている。そして、選出された郷鎮内に含まれる全行政村を原則上、すべて調査するという方法を採用した。その結果、金堂県からは 8 郷鎮の 64 行政村、邛崃市については 5 郷鎮・61 行政村が選出され、それらの行政村の幹部に対してアンケート調査が実施された。

調査対象として行政村を選択した理由としては、以下の 2 点が挙げられる。すなわち、①農民專業合作組織や龍頭企業は農地の集積や販売契約の締結などの面で、地元政府と密接な関係を持っていることが多いが、行政村の視点から農民專業合作組織や龍頭企業の役割を考察する調査は十分に行われてこなかったこと、②当初は農民專業合作組織に対するアンケート調査の実施も考慮したが、前節で説明したように、農民專業合作組織は規模・機能面で非常に多様であるため、単一の調査票によって多様な形態を含む農民專業合作組織を調査することは困難

であり、むしろ行政村との関係に着目した方が、農民專業合作組織の実態としての機能が把握しやすい、という点である。

表5 調査対象地域の概要（2006年）

		金堂県	邛崃市
①基本概況			
行政区土地面積	km ²	1,156	1,384
年末総人口	万人	86.2	65.2
農業人口	万人	64.4	46.8
国内総生産	万元	644,189	642,012
第1次産業	%	35%	23%
第2次産業	%	28%	38%
第3次産業	%	37%	39%
1人あたりGDP	元	8,501	10,463
②農業関係			
年末実質耕地面積	万ha	4.42	3.26
灌漑比率	%	75%	79%
農業総産値	万元	344,589	284,648
化学肥料投入量	トン	20,378	17,755
農産物播種面積	万ha	10.81	8.37
食糧生産量	万トン	24.67	26.99
油料生産量	万トン	3.09	3.05
年末豚保有頭数	万頭	57.37	79.98
肉類生産量	万トン	7.41	12.31
③金融・財政			
城郷居民預金総額	万元	342,015	450,520
人口1人あたり預金額	元	3,968	6,910
一般予算収入	万元	16,910	16,793
一般予算支出	万元	60,422	57,755

(出所)『四川省統計年鑑2007』より筆者作成。

調査対象地域である金堂県と邛崃市の概要については、表5に整理した。この表に示されているように、2つの県（市）の経済構造は全体として類似してはいるものの、邛崃市の方が相対的に工業化や農業産業化が進展しており、その影響で1人あたりGDPや預金額の水準も高くなっていることがわかる。

以下では、四川省行政村調査による集計結果を整理していく。最初に行政村の概況について、表6に整理した。数値はすべて行政村あたりの平均値である。まず行政村の規模を比較してみると、村民小組数、総人口、総戸数の面で金堂県の方が相対的に大きいことが示されている。他方、農民1人あたり純収入でみると、邛崃市の方が金堂県よりも僅かながら高い水準にあることがわかる。また表6に示されているように、両地域ともに労働者に占める出稼ぎ労働者の割合が4割程度と高く、とりわけ金堂県では省外への出稼ぎ労働者が多いことが特徴的である。

表6 四川省行政村調査による行政村の概要

		合計	金堂県	邛崃市
村民小組数	個	18	22	14
年末郷村総人口	人	3,158	3,704	2,585
年末郷村総戸数	戸	957	1,097	811
農民純収入	元	3,923	3,764	4,089
農業比率	%	41	41	40
非農業比率	%	59	59	60
年末総労働力数	人	1,869	2,211	1,511
出稼ぎ労働者数	人	821	986	649
うち省外への出稼ぎ	人	298	410	181

(出所)『四川省行政村調査』より筆者作成(以下、同様)。

表 7 四川省行政村調査による農地利用状況

		合計	金堂県	邛崃市
年末耕地面積	畝	2,454	2,782	2,110
水田比率	%	55%	33%	85%
灌漑面積比率	畝	64%	49%	84%
果樹園面積	畝	414	629	188
柑橘類	%	66%	64%	73%
林地面積	畝	1,192	1,458	912
総作付面積	畝	4,835	5,300	4,346
食糧作付面積	%	62%	64%	60%
野菜作付面積	%	16%	20%	9%
油料作付面積	%	19%	12%	28%

次に農地の利用状況を整理した表 7 を見てみると、金堂県では丘陵地帯という地理的状況を反映して、水田が少ないのに対し（33%）、地形が平坦で河川も多い邛崃市では水田比率が 85% と稲作が普及していることがわかる¹⁴。他方、金堂県では果樹園と林地面積が邛崃市のそれよりも大きい。また、作付面積を見てみると、両地域ともに食糧作付面積が 6 割程度を占める一方、金堂県では野菜の作付け、邛崃市では油料作物の作付けが相対的に盛んであることが示されている。

では、調査対象の行政村において農民専門合作組織はどれだけの数が存在し、どのような活動を行っているのでしょうか。また、龍頭企業は行政村内にどの程度の生産基地を建設しているのでしょうか。四川省行政村調査ではそのような点に注目し、農民組織の活動や龍頭企業の基地建設に関する質問項目を数多く設定した。

農民専門合作組織と龍頭企業の活動状況については、表 8 にまとめてある。村

¹⁴ 邛崃市には米の標準化生産で有名な「文君米業」という龍頭企業が所在しており、行政村と龍頭企業が連携した組織化も進行している。本調査でも文君米業と取引のある行政村は存在したが、1つのケースのみにとどまっている。

内に農民專業合作組織が1つ以上存在する村の割合は、金堂県が42%であるのに対し、邛崃市は25%と低い水準にあり、邛崃市の方が農民專業合作組織の設立が遅れていることが示されている。他方、村内に龍頭企業の生産基地が存在する行政村の割合については、金堂県が11%と非常に低いのに対し、邛崃市では33%と相対的に高く、2つの県で農業産業化のタイプが異なることがわかる。

また、農民專業合作組織が存在するケースについて、村内の参加農家数と参加農家の総面積（ともに耕種業）について質問したところ、参加農家数は金堂県が139戸、邛崃市が85戸と前者の方が多い一方、総面積については金堂県が335畝、邛崃市が691畝と後者の方が大きいという違いが示されている。このことは、金堂県では農民專業合作組織の数も相対的に多く、かつ参加農家数も多いが、参加農家の経営規模は邛崃市の方がむしろ大きく、農業の規模経営が進んでいることが窺える。

他方、表8の龍頭企業の基地の状況について見てみると、契約農家数（耕種業のみ）は金堂県と邛崃市は134戸と129戸で大きな違いが存在しない。その一方、契約総面積では金堂県が430畝であるのに対して、邛崃市が743畝と大きな格差があり、この点からも邛崃市の方が規模経営は進展していることが示唆される。

表8 農民專業合作組織、および龍頭企業での活動状況

		合計	金堂県	邛崃市
農民專業合作組織あり	%	34	42	25
村あたりの組織数	個	0.5	0.7	0.3
参加農家数	戸	123	139	85
参加面積	畝	440	335	691
龍頭企業の基地あり	%	22	11	33
村あたりの基地数	個	0.5	0.2	0.8
契約農家数	戸	130	134	129
契約面積	畝	691	430	743

(注) 農民專業合作組織に関する参加農家数と参加面積は、村内に実際に農民專業合作組織が存在する行政村に関する平均値である。龍頭企業に関しても同様である。

次に、農民專業合作組織と龍頭企業が会員や契約農家に対して提供するサービスの状況について、表9に整理した。まず農民專業合作組織の活動について見ていくと、①の生産資材の提供面では、金堂県では40%の農民組織が農家に生産資材を提供しているのに対し、邛崃市では88%の農民組織が資材を提供していることがわかる。他方、②の技術サービスについては、いずれの地域でも9割近い農民組織が提供しており、地域での格差は存在しない。また、③の流動資金の提供と④の保護価格買付の実施についてみると、金堂県ではすべての農民組織が③と④のサービスを農家に提供していないのに対し、邛崃市では半分の農民組織がそれらのサービスを提供しているという結果となった。このことから、金堂県の農民專業合作組織は農家に対するサービスの内容が少なく、組織化のレベルが相対的に低いことが窺える。

引き続き、龍頭企業が農家に対して提供するサービスについて考察すると、表9で示されるように、農民專業合作組織と比較してサービス提供の度合いは全般的に低いことがわかる。具体的には、①の生産資材の提供をしている龍頭企業は金堂県では11%、邛崃市では24%であり、②の技術サービスについてもそれぞれ22%と38%と低い水準にとどまっている。③の流動資金と④の保護価格買付については、金堂県では龍頭企業によっていずれも提供されておらず、邛崃市でもそれぞれ10%、19%のみ提供される水準にとどまっている。従って、龍頭企業による農家との契約栽培に関しては、企業による農家へのサービスの提供は限定的であると主張できる。

表 9 農民組織と龍頭企業からの農家へのサービス提供の有無

	農民組織		龍頭企業	
	金堂県	邛崃市	金堂県	邛崃市
①生産資材の提供	40%	88%	11%	24%
②技術サービスの提供	87%	88%	22%	38%
③流動資金の提供	0%	50%	0%	10%
④保護価格買付の実施	0%	50%	0%	19%

(注) 表中の数値は、農民專業合作組織あるいは龍頭企業の生産基地が存在する行政村に関して、当該サービスを提供している行政村の割合を示している。

最後に、行政村と農民專業合作組織、行政村と龍頭企業との関係について、表 10 に整理した。まず行政村と農民專業合作組織との関係についてみていくと、①の幹部による組織幹部の兼任については、金堂県では 25%の組織にとどまるのに対し、邛崃市ではすべての農民組織で幹部の兼任が行われているという結果になった。さらに②の基地建設への支援について見てみると、金堂県では 56%の行政村が支援しているが、邛崃市ではこちらもすべての行政村で支援を行っているという。また、③の村による経済上（トレーニング費用の負担など）のサポート、そして④の生産資材の村との共同購入についても、邛崃市の方が金堂県よりも高い割合を占めており、邛崃市の行政村における農民專業合作組織との密接な関係がこの点からも示唆される。

そして表 10 の行政村と龍頭企業との関係については、いずれにしても該当するケースは少なくなっている。②の基地建設への支援についても金堂県では 44%、邛崃市では 39%と比較的高い数値をとっているが、その他の面ではいずれも数値は低く、両地域ともに基地建設面以外では龍頭企業と行政村との関係は、それほど強固なものではないと思われる。

表 10 行政村と農民專業合作組織、龍頭企業との関係

	農民組織		龍頭企業	
	金堂県	邛崃市	金堂県	邛崃市
①村幹部が組織(企業)幹部を兼任	25%	100%	22%	17%
②村による基地建設への支援	56%	100%	44%	39%
③村による経済面でのサポート	13%	50%	11%	0%
④生産資材の村との共同購入	6%	38%	11%	4%
⑤村による契約栽培の代行	n.a.	n.a.	11%	9%

(注) 表 9 と同様。

4. おわりに

本章では、中国の農業産業化において重要な役割を占めている「農民專業合作組織」に着目し、まずその変遷について各種の資料や調査データに基づいて概観した。そして、中国国内でも有数の農業生産地域である四川省を事例として取りあげ、農業産業化における農民專業合作組織の役割や龍頭企業の活動状況について、現地でのヒアリング調査を中心に整理した。さらに、四川省成都市郊外の新都区での農民專業合作組織に関する実態調査と、四川省社会科学院農村経済研究所によって実施された四川省行政村調査に基づき、成都市地区における農民專業合作組織と龍頭企業の実際の活動状況と農家や行政村との関係について考察した。

これまでの分析は、以下の 2 点に要約される。第 1 に、農民專業合作組織は 1990 年代末頃から数多くの組織が出現してきた反面、農民組織に対する適切な管理や法律面での整備が遅れていることが指摘できる。そのため、実態を伴う運営が十分に行われていない組織も数多く存在していた。2006 年に農民專業合作社法が制定されたことを後押しに、農民專業合作組織はその機能強化や規範化を推し進めると同時に、政府部門は農民組織に対する管理・支援体制を強化するこ

とが、今後の重要な課題といえる。

そして第2に、農業産業化が相対的に進行している四川省成都市地区内の県であっても、農民專業合作社組織の展開や龍頭企業による基地建設には地域差が大きい点が挙げられる。地理的条件に恵まれている新都区や邛崃市では、村内の農民專業合作組織の数は少ないが、農家や行政村との関係は緊密であり、龍頭企業による基地化や規模経営が進展している。それに対して金堂県では、村内の農民專業合作組織の数は比較的多いものの、農家や行政村との関係は弱く、また龍頭企業による基地建設や契約栽培は遅れていることが、アンケート調査の結果から示された。

従って、農民專業合作組織の組織数や龍頭企業との契約栽培率など、その外面的な統計のみで判断するのではなく、その実際の機能や農家・行政村との具体的な契約関係を調査することを通じて、農業産業化における農民組織の機能を適切に評価していく必要があるといえる。

参考文献

〈日本語文献〉

青柳斉[2001]「中国農村合作経済組織の企業形態と諸類型」『農林金融』2001年第12期。

池上彰英[1995]「経済発展と農業成長—食料問題は克服されたか—」（加藤弘之編『中国の農村発展と市場化』世界思想社、所収）。

石原潤・石培基・秋山元秀・小島泰雄編[2007]『甘粛省と酒泉オアシスの変容』奈良大学文学部地理学科。

大島一二編[2007]『中国野菜と日本の食卓—産地、流通、食の安全・安心—』芦書房。

河原昌一郎[2007]「中国農村專業合作経済組織に関する一考察—その農業共同化機能と制度的課題」『農林水産政策研究』第13号。

坂爪浩史・朴紅・坂下明彦編[2006]『中国野菜企業の輸出戦略—残留農薬事件の衝撃と克服過程』筑波書房。

朴紅他[2002a]「中国輸出向け野菜加工企業における原料の集荷構造—山東省青島地域の食品企業の事例分析（1）北海食品」『農経論叢』第58号、2002年3月。

朴紅他[2002b]「中国輸出野菜産地における食品企業の産地組織化—山東省青島地域の食品企業の事例分析（2）万福食品」『農経論叢』第58号、2002年3月。

朴紅・坂下明彦[2004]『『残留農薬パニック』後の中国向け野菜加工企業の原料集荷構造の転換—山東省青島地域の食品企業の事例分析（3）万福食品と北海食品』『農経論叢』第60号、2004年3月。

朴紅・坂下明彦[1999]『中国東北における家族経営の再生と農村組織化』御茶の水書房。

實劔久俊[2003]「中国における食糧流通政策の変遷と農家経営への影響」（高根務編『アフリカとアジアの農産物流通』（研究双書 No.530）アジア経済

研究所、所収)。

〈中国語文献〉

敖毅・許鳴[2004]「当前我国農村新型社会中介組織的發展及其再轉型」『中国農村經濟』2004年第7期。

傅晨[2006]『中国農村合作經濟：組織形式与制度變遷』中国經濟出版社。

郭紅東[2005]『農業龍頭企業与農業訂单安排及履約機制』中国農業出版社。

候銳[2005]「江蘇省農村專業合作經濟組織的特点与問題」(中国社会科学院農村發展研究所・国家統計局農村社会經濟調查總隊編『2004～2005年：中国農村經濟形勢分析与予測』社会科学文献出版社、所収)。

姜長雲[2006]「我国農民專業合作組織的發展態勢」『合作經濟參考』2006年第2期。

李鸥・汪力斌・李凌・張麗[2004]「2003～2004年中国農村農民組織發育与發展」(李小雲・左停・葉敬忠主編『2003～2004中国農村情況報告』社会科学文献出版社、所収)。

李瑞芬[2006]『農民專業合作經濟組織知識』中国農業出版社。

潘勁[2005]『農產品行業協會的治理機制研究』中国農業出版社。

四川省統計局・四川調查總隊編『四川統計年鑑』(各年版)中国統計出版社。

王景新[2005]『鄉村新型合作經濟組織崛起』中国經濟出版社。

徐旭初[2005]『中国農民專業合作經濟組織的制度分析』經濟科学出版社。

苑鵬[2005]「農民合作經濟組織發展的新特点」(中国社会科学院農村發展研究所・国家統計局農村社会經濟調查總隊編『2004～2005年：中国農村經濟形勢分析与予測』社会科学文献出版社、所収)。

中華人民共和國農業部編『中国農業發展報告』(各年版)中国農業出版社。